

報道関係者 各位

平成 29 年 9 月 4 日

【照会先】

愛知労働局 労働基準部 監督課

電話 052-972-0253

違法な長時間労働を複数の事業場で行っていた企業に対し 愛知労働局長が是正指導をしました

厚生労働省では、複数の事業場で違法な長時間労働を行う社会的に影響力の大きい企業について、労働基準監督署長により企業の経営幹部に対して是正指導を行い、その改善状況について全社的な立入調査により確認した結果、再び違法な長時間労働が認められた場合は、経営トップに対し都道府県労働局長が是正指導をした上で、その旨を公表することとしています。

今般、愛知労働局長（木暮康二）が、以下の企業に対し是正指導をしましたので、公表します。

1 企業名

大宝運輸株式会社（本社 名古屋市中区金山五丁目 3 番 17 号）

2 違法な長時間労働の実態

1 か月当たり 80 時間を超える違法な時間外・休日労働が以下のとおり認められた。

事業場	1 か月当たり 80 時間を超える時間外・休日労働が認められた労働者数	左記のうち、1 か月当たり 100 時間を超える時間外・休日労働が認められた労働者数	1 か月当たりの時間外・休日労働の最長時間数
A 事業場	15 名	11 名	約 197 時間
B 事業場	39 名	39 名	約 165 時間
C 事業場	11 名	11 名	約 129 時間
D 事業場	19 名	13 名	約 134 時間

※ いずれの事業場においても労働基準法第 32 条違反が認められた。上記事業場には、愛知県外に所在するものも含まれている。

3 是正指導の状況

平成 29 年 9 月 4 日、愛知労働局長から、大宝運輸株式会社代表取締役に対し、違法な長時間労働について、代表取締役主導のもと、本社及びすべての傘下事業場における状況を再度点検し、速やかに全社的な改善措置を講ずるよう、指導書を交付した。

4 早期是正に向けた当該企業の取組方針等

- (1) 一部取引の解除、「荷待時間」の短縮要請、乗務職員（短時間乗務職員を含む。）の採用活動の強化、乗務職員の多能化教育等、引き続き、労働時間の早期削減のための具体的かつ実現可能な対策を推進することとしている。
- (2) 代表取締役を委員長とする社内プロジェクト委員会を立ち上げ、長時間労働の削減を断行する。